

2021年9月9日

各位

上場会社名 株式会社フルヤ金属
代表者名 代表取締役社長 古屋 堯民
(コード番号 7826)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 榊田 裕之
電話番号 03(5977)3377

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月8日開催の取締役会において、2022年9月28日開催予定の第54期定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第13条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の削除される既定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月28日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022年9月28日 (予定)

以 上

定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貴金属地金の加工及び販売 2. 貴金属地金のリサイクル業務 3. 貴金属地金の賃貸借業務 4. 工業用貴金属製品の製造及び販売 5. 工業用金属製品の製造及び販売 6. 工業用熱管理製品の製造及び販売 7. 工業用金属製品のリサイクル業務 8. 薄膜製品並びに薄膜関連素材の製造及び販売 9. 電気部品並びに電子部品の製造及び販売 10. 電極並びに触媒関連素材の製造及び販売 11. ファインセラミックス製品の加工及び販売 12. 毒物劇物の販売 13. 振動試験機並びにパーツ整列機の販売 14. 半導体製造用装置並びに関連素材の販売 15. 薄膜製造用装置の販売 16. 電気炉並びに各種加熱装置の販売 17. 金属並びに化合物の分析業務 18. <u>前各号に附帯する業務</u> 	<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貴金属地金の加工及び販売 2. 貴金属地金のリサイクル業務 3. 貴金属地金の賃貸借業務 4. 工業用貴金属製品の製造及び販売 5. 工業用金属製品の製造及び販売 6. 工業用熱管理製品の製造及び販売 7. 工業用金属製品のリサイクル業務 8. 薄膜製品並びに薄膜関連素材の製造及び販売 9. 電気部品並びに電子部品の製造及び販売 10. 電極並びに触媒関連素材の製造及び販売 11. ファインセラミックス製品の加工及び販売 12. 毒物劇物の販売 13. 振動試験機並びにパーツ整列機の販売 14. 半導体製造用装置並びに関連素材の販売 15. 薄膜製造用装置の販売 16. 電気炉並びに各種加熱装置の販売 17. 金属並びに化合物の分析業務 18. <u>古物の売買</u> 19. <u>前各号に附帯する業務</u>
<p>第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>第13条 (電子提供措置等)</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>3. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>4. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p>制定日 昭和43年8月22日</p> <p>施行日 昭和43年8月22日</p> <p>改定日 昭和62年8月27日</p> <p>平成12年6月9日</p> <p>平成12年12月15日</p> <p>平成13年5月25日</p> <p>平成13年9月25日</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>平成14年9月26日</p> <p>平成15年9月26日</p> <p>平成18年2月17日</p> <p>平成18年9月29日</p> <p>平成19年5月1日</p> <p>平成20年9月24日</p> <p>平成21年9月28日</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>平成27年9月28日</p> <p>2021年9月28日</p>	<p>制定日 昭和43年8月22日</p> <p>施行日 昭和43年8月22日</p> <p>改定日 昭和62年8月27日</p> <p>平成12年6月9日</p> <p>平成12年12月15日</p> <p>平成13年5月25日</p> <p>平成13年9月25日</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>平成14年9月26日</p> <p>平成15年9月26日</p> <p>平成18年2月17日</p> <p>平成18年9月29日</p> <p>平成19年5月1日</p> <p>平成20年9月24日</p> <p>平成21年9月28日</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>平成27年9月28日</p> <p>2021年9月28日</p> <p><u>2022年9月28日</u></p>